

農林水産省における知的財産戦略の対応方向（ポイント）

平成18年6月2日
知的財産戦略本部

今後、多様な知見や経験を有する外部専門家の参画を得て、農林水産分野における知的財産の創造・保護・活用のための施策を戦略的・総合的に推進。

1．植物新品種の育成者権の保護・活用

- (1) 22年度までに年間出願件数2000件を突破（17年度は1385件）、20年度までに審査期間を世界最速水準の2.5年に短縮（17年度3.2年）を目標。
- (2) 権利侵害対策の強化を図るため、民間育成品種や加工品、きのこ類、水産物等を含むDNA品種識別技術の開発促進、品種保護Gメンの増員等。
- (3) 権利侵害に対しより有効で使いやすい制度への見直しや、海外での育成者権の戦略的な取得・活用について検討し、年内を目途に戦略策定。

2．家畜の遺伝資源の保護・活用

- (1) 和牛の遺伝資源保護に係る戦略的特許の取得と活用の促進
- (2) 和牛精液の流通管理体制の整備の促進
- (3) 家畜改良増殖法、牛肉トレーサビリティ法等を活用した和牛表示の厳格化等についてさらに検討を進め、7月下旬を目途に中間とりまとめの予定。

3．地域ブランドの確立

- (1) 知的財産制度を普及啓発するため、セミナー等の開催、知的財産の活用事例やビジネスモデルの提示。
- (2) 各種事業や普及組織等によりハード・ソフト両面から地域の取組を支援。

4．特許等技術移転による新需要の創造

- (1) 新需要の創造に向けたゲノム研究等を促進し、機能性食品・新素材等の新たな需要開発と産地育成を推進。
- (2) 農林水産省関係試験研究独立行政法人等において、食品の機能性解明や農林水産物の新品種の開発等、今後5年間で、特許出願900件以上、品種登録出願150件以上を目標。

5．知的財産に関する普及啓発、人材育成

農林水産分野における知的財産人材を早急に育成するため、普及指導員の指導力向上、学校教育との連携、研究者の意識啓発等を実施。

6．推進体制の整備

戦略本部の下に民間企業の専門家等による「専門家会議」を設置。